

～カスタムカーイベント会場付近で特別街頭検査を実施～ 不正改造車へ北見運輸支局より整備命令書を交付

自動車技術総合機構北海道検査部北見事務所は、北海道北見方面北見警察署、軽自動車検査協会及び北海道運輸局北見運輸支局と連携し、北見市端野町（カスタムカーイベント会場付近）における不正改造車の排除を目的に特別街頭検査を実施しました。

【実施結果の詳細】

1. 実施日時 令和8年10月4日（日） 9時～11時30分
2. 実施場所 北見市端野町（イベント会場付近の2か所）
3. 実施結果 整備命令：4台
4. 主な不適合箇所 回転部分の突出
騒音基準を満たさないマフラーの取付
後部反射器の取り外し

北見運輸支局から整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、15日以内に最寄りの運輸支局で車両の確認を受けることとなります。

自動車技術総合機構北見事務所は、今後も各関係機関と連携し、不正改造車の排除に取り組めます。



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347